

農業委員会法第7条「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年度 昭島市農業委員会活動指針

令和 5年 3月14日
昭島市農業委員会

地域農業者の代表、地域の世話役として行動する農業委員を目標に、以下の視点にたって標記指針を定め、「農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図り、農業の健全な発展に寄与する」という農業委員会法の目的に資するものとする。

第1 基本方針

本市は消費地に隣接している立地条件を生かした都市農業を実施し、農業者の創意工夫により新鮮かつ安全・安心の農畜産物の提供を行っている。

このような中、本市農業委員会はかねてより農地を守り、農業を発展させ、地域農業の確立のための農業委員会活動を実践しているが、農業を取り巻く環境は年々厳しい状況にあり、農業委員会の役割は一層重要性を増している。

昭島市農業委員会は、農業生産力の発展及び農業経営者の合理化を図り農業経営者の地位の向上に寄与するため、さらに「水と緑が育む ふるさと昭島～多様性と意外性のある楽しいまちを目指して～」実現のため積極的に活動し、昭島市産業振興計画農業部門詳細編における基本目標である「農家のやりがいと収入の向上」「市民が「農」と触れ合う機会の創出」に努める。

第2 活動計画

1 会議の開催

- (1) 法第6条に規定する所掌事務を円滑に処理するため、毎月総会を開催する。
- (2) 農政活動推進のため、農地部会及び農政部会を随時開催する。
- (3) 農業委員会組織として従来の活動に加え、農業委員会だより「大地の恵み」編集会議を開催する。

2 委員会活動

農業委員会組織として重点を定め「農地を活かす」活動に取り組むとともに、個々の農業委員が日常活動において、具体的重点を定め「地域を育てゆく」活動を進める。

第3 活動の内容

1 農業委員会組織活動

農業委員会組織活動として下記の重点活動に取り組む。

- (1) 農地や農業を守るため、農業委員自らが相続税納税猶予制度・生産緑地制度及び改正生産緑地法を正しく理解するとともに、正しい活用を啓蒙していく。
- (2) 月別農地パトロール・農地管理推進月間のパトロール及び日常の見回り、肥培管理の不適切な農地改善及び営農指導を積極的に行い、農地の適正な保全管理に努める。
- (3) 農地流動化月間を設定し、農地の利用促進を進める。
- (4) 農地の減少を防止する手法について、生産緑地の追加指定など意見の提出に向けて研究活動を進める。
- (5) 改正生産緑地法の施行による下限面積の緩和及び農業者が所有する宅地化農地等の追加指定により一層努める。
- (6) 農業者の高齢化や減少が進む中、新鮮野菜の供給だけでなく、災害時の避難所などの多様な機能を持つ都市農地を有効活用するために、貸借を推進する。
- (7) 農作物生産状況調査に取り組むとともに、その成果を地域農業の振興に活かす。
- (8) 農業委員会活動記録カードの作成を習慣化し、現地確認、研修等活動の際には必ず活動記録カードに記録し、毎月の総会に提出するとともに情報交換を実施する。

2 遊休農地の発生防止に関する目標及び評価方法

上記第3の1の取り組みを通じ、引き続き、遊休農地の発生防止に取り組む。

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」とおりとする。

【遊休農地の解消目標】

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現状 (令和4年12月)	58.2ha	0ha	0%
3年後の目標 (令和7年12月)	55.7ha	0ha	0%

目標 (令和9年12月)	54.1ha	0ha	0%
-----------------	--------	-----	----

3 担い手の育成と農業経営支援活動

- (1)後継者の育成・支援活動を進めるとともに、認定農業者制度の普及及び支援活動に努める。
- (2)女性農業者の育成支援のため、地場農産物の加工・販売並びに産業まつりの出店・視察研修等を支援する。
- (3)青色申告・簿記記帳パソコン教室を開催し認定農業者等の支援をする。
- (4)農業経営者クラブを支援するとともに、農業委員会との合同視察研修会を開催し農業経営者組織との連携を強化する。
- (5)農業者年金のメリットを広く周知し、加入促進に努める。

4 農業と市民との架け橋活動

- (1)市民との交流活動を推進する。
消費者が地域農業の支援者となるべく、産業まつり・品評会（共進会）・親子（米づくり）体験教室・学校給食への農畜産物の出荷を通して、農を通じたコミュニティ社会を推進する。
- (2)教育・福祉との連携を強化する。
教育委員会との意見交換、食育の推進への協力、体験学習及び職場体験の受け入れなどに取り組む。

5 情報活動の推進

- (1)農業委員会だより「大地の恵み」を発行し農業委員会として情報を発信する。
- (2)全国農業新聞と全国農業図書の普及と活用を進める。
- (3)広報やホームページ等を活用し、地域農業や農業委員会に関する情報を提供する。
- (4)昭島観光まちづくり協会との連携を図り、昭島ブランド農産物や地域農業等の情報を市内外へ提供する。
- (5)市の主催する産業まつりで農業委員会ブースを設置し、委員活動、法律改正等の情報発信や農業者からの相談を受ける。